



「声かけ隊」マニュアル

目 次

第1	事業概要	1
第2	活動内容解説	3
第3	「声かけ隊」活動中の事故防止	6
■	「声かけ隊」に関する質疑応答	7
■	「声かけ隊」事例集	10

第1 事業概要

1 「声かけ隊」とは

「声かけ隊」とは、高齢歩行者の交通事故防止のため、各警察署単位で結成された地域住民による交通ボランティアのことで、

日常生活での自主的な高齢者等への声かけ活動や、警察署等が実施する広報・啓発活動等に参加して、高齢者の交通事故防止活動を行います。

2 活動の期間

平成26年4月（参加確定日）から平成27年3月31日（火）までの1年間

3 「声かけ隊」の活動内容

(1) 活動場所周辺の危険箇所及び危険回避行動等の周知広報

身近な高齢者に交通事故が発生した場所や危険な交差点等について広報していただくとともに、安全な経路を教えてあげるなど危険な場所を避けて通るよう促して下さい。

(2) 夜間外出の危険性の広報及び反射材等の確実な活用呼び掛け

交通死亡事故等の重大事故が夜間に多発している現状等、啓発チラシなどを活用して広報していただくとともに、夜間外出を極力控えてもらうようお願いして下さい。

やむを得ず、夜間に外出する場合は、反射材の着用や、明るい服の着装を心掛けるよう注意を促して下さい。

(3) 危険な道路を横断する高齢者への注意喚起と安全行動の促し

交通量が多く、信号や横断歩道のない場所などを横断する高齢者を見つけたら声を掛けて、信号機設置場所や横断歩道などの交通安全施設への誘導や利用を促して下さい。

(4) 歩行速度が遅いなど、安全な横断の支援が必要な高齢者の保護誘導

道路を横断する高齢者の歩行速度が遅いなど、道路の横断途中で信号が変わるおそれがあったり、右左折車からの保護が必要な場合は、高齢者に付き添い安全な横断の補助を行ってください。

(5) その他、警察署等が実施する啓発活動や高齢者宅家庭訪問活動への参加等

警察署等が実施する啓発活動や、高齢者宅への家庭訪問活動などに、可能な範囲内での参加をお願いします。

4 「声かけ隊」の身分等

「声かけ隊」は、20歳以上の方で、京都府内にお住まいであれば、誰でも参加できるボランティアのことで、公務員の身分を有するものではありません。

5 「声かけ隊」の活動物品

隊員には、交通ボランティアであることを明示する「隊員証」と反射ベスト又は反射タスキお渡しします。

6 ボランティア活動中の負傷

「声かけ隊」の方は、ボランティア保険により、声掛け活動中に転倒して負傷した場合などに保障があります。(費用の個人負担はありません・任意加入)

7 活動結果の連絡

各警察署でお渡しする「声かけ隊」隊員活動結果連絡書に1ヶ月毎の活動を記載し、翌月の3日までに警察署へ連絡してください。

連絡方法は、ファックスや電話など警察署担当者とは相談してください。

第2 活動内容解説

1 活動場所周辺の危険箇所及び危険回避行動等の周知広報

危険箇所及び危険回避行動

普段、あなたが何気なく通っている道路には、たくさんの交通危険箇所が潜んでいると思います。

交通事故が発生した場所や、通行量が多く危険な交差点などの情報を身近な高齢者や周りの人に教えてあげてください。話をする中で、あなたも気付かなかったような危険がわかるかもしれません。

同じように危険な場所を回避するための安全な経路も教えてあげてください。例えば、

「この場所を横断中に交通事故にあった人がいますよ。向こうの横断歩道から渡りましょう。」

と声を掛けてあげれば、あなたの言葉を無視してその場所を横断する人はいないでしょう。

ご近所の集まりなどで話をしてみてください。皆さんで話すことにより、危険情報や安全情報が共有でき、一人ひとりの交通安全に対する意識が高まります。



2 夜間外出の危険性の広報及び反射材等の確実な活用呼び掛け

夜間外出の危険性の広報

夜間は、交通量や人通りが少なく、道路は走りやすく、車のスピードが速くなる傾向にあります。思っばい服装では、車のドライバーから見えにくくなり、ブレーキやハンドル操作が間に合わず、重大事故につながる可能性が非常に高くなります。夜間外出を控えることが事故に遭わない秘訣といえるのです。

そのため、夜間外出の危険性を啓発用ビラなどを活用して広報していただき、用事は昼間のうちに済ませるなど、夜間外出を極力控えてもらうようお願いしてください。



反射材の適実な活用呼び掛け

生活を営む上で、全く夜間に外出しないということは困難であり、やむを得ず夜間に外出する場合は

反射材を着用し、明るい服の着装を心掛ける

よう注意を促してください。

反射材は、車などのライトが当たると明るく光り、運転者に自分の存在をより早く知らせることができるもので、交通事故防止に効果があります。

また、夜間道路横断中の事故が多く発生していることから、反射材は背面だけでなく、側面にも貼付することがより効果的です。

反射材は

- ・タスキ型
- ・胸や足に巻き付けるリストバンド
- ・靴や物に貼付けるシール
- ・キーホルダー



などがあり、ホームセンター、スーパー、100円ショップ等で購入できますので、必要があれば教示してあげてください。

注意

- 声掛け・広報の際は、活動する「場所」に注意
車道上での立ち話は、非常に危険です。必ず歩道上など安全な場所で、声掛けをしてください。

3. 危険な横断をする高齢者等への注意喚起と安全行動の促し

危険な横断

例えば、信号無視や歩行者横断禁止場所における横断は、交通事故に遭う可能性が高く、非常に危険です。

その他には

- ・車両の直前又は直後からの横断
- ・道路を斜めに横断
- ・幅の広い道路や交通量の多い道路で、信号など交通安全施設を利用しない横断が危険な横断です。

このような横断をする方がいれば、

「ここを渡るのは意ないですよ」「車が来ていますよ」などと声を掛けてください。



歩行者横断禁止



安全行動の促し

安全に横断するために最も大切なことは、横断する前に立ち止まって道路の左右の安全確認をすることですが、加えて信号や横断歩道などの交通安全施設を利用することが不可欠です。

声掛けした場所から、最寄りの交通安全施設までの誘導をお願いします。

注意点

○ やさしい声掛け

声を掛けられた高齢者の中には、自分の身の安全のためとはいえ、他人から注意・指摘されることで気を悪くされる方もおられます。

丁寧な言葉使いと相手を尊重する気持ちを忘れてください。

また、素直にこちらの説明を聞いてくれない相手に対しても、落ち着いた対応をしてください。

4 歩行速度が遅いなど、安全な横断の支援が必要な高齢者の保護誘導

保護誘導が必要な場合

例えば

- ・歩くのが遅く、青信号の間に渡り切れそうにない
- ・右左折車が多く、横断歩道を通っていても交通事故の危険性がある
- ・足下がふらついているなど、転倒のおそれがある

など、高齢者の道路横断の様子を見て、少しでも危険に感じることがあれば積極的な保護誘導に努めてください。

法律で定められた義務

道交法では、高齢者の保護誘導について

高齢の歩行者が道路を横断するときに、交通量や歩きぶりなどから見て手助けが必要であると認められる場合は、その場に居合わせた者は誘導や合図などをして、高齢歩行者が安全に道路を横断できるよう努めなければならない、となっています。

道路交通法第14条第5項

高齢の歩行者、身体の障害のある歩行者その他の歩行者で、その通行に支障のあるものが道路を横断し、又は横断しようとしている場合において、当該歩行者から申し出があったときその他必要があると認められるときは、警察官等その他その場所に居合わせた者は、誘導合図その他適当な措置をとることにより、当該歩行者が安全に道路を横断することができるように努めなければならない。

注意点

- 車両を停止させる権限はありません
声かけ隊員には、車両（車、バイク、自転車など）を停止させる権限はありません。
車両は「横断している又は横断しようとしている歩行者等がいる」場合横断歩道の手前で停止しなければなりません。この場合でもドライバーに対して停止義務に気づかせるための合図を送る・注意喚起をするという考え方で行動してください。
- はっきりとした動作を行う
あわてたり、ためらったりして、中途半端な合図や動作を行うと、ドライバーを勘違いさせたり混乱させることになり、とても危険です。はっきりとした合図や動作を行いましょう。
- 車の前に飛び出さない
走行している車両の前に飛び出して、無理に止めようとすることは大変危険ですので絶対にしないでください。

5 その他、警察官等が実施する広報啓発活動や宅家庭訪問活動への参加等

警察官等が実施する啓発活動

警察官等が実施する

- ・街頭での広報資料等の配布
- ・家庭訪問活動による交通安全指導
- ・反射材シールの貼付、配布などの反射材普及促進活動

などの活動に可能な範囲内で参加していただきます。



第3 「声かけ隊」活動中の事故防止

1. 交通事故にあわない・あわせない

最も重要なのは、活動中に自分や声掛け対象者が交通事故にあわないことです。声掛け活動中に交通事故が起こらないように、細心の注意を払ってください。

特に、横断直前・横断中の声かけは、十分注意してください。対象者が、声を掛けられて驚き、「車道へ飛び出す」「転倒する」「車道上で立ち止まる」ことがありますので、声掛けは、信号待ちの間や横断を終えた後などに余裕を持って行ってください。



2. 体にはなるべく触れない

「手を握られること」「体に触られること」に強い抵抗感を持つ方もおられます。そのため、横断時の保護誘導では対象者に「ひと声」掛けて確認するなどしてください。また、危険な横断をしようとする人を止めようと、突然胸をつかんだりすることは、「止めなければ交通事故になる」というような場合を除き、避けてください。

「安全はすべてに優先する」という意識を持って、交通事故防止に努めていただき、声掛け対象者等とらぬトラブルにならないよう

”高齢者が安心して歩ける地域づくり”

のため、活発な活動をお願いします。



「声かけ隊」に関する質疑応答

1 「声かけ隊」はどこで活動するのですか？

申込警察署を管轄する警察署管内で、お住まいの近所、通勤・通学途中での活動を
お願いします。

2 どの程度活動すれば良いのですか？

ノルマは全くありません。

「声かけ隊」活動は、それぞれの隊員さんが自主的に活動を行うものです。無理の
ない範囲で自由に活動してください。

ただし、警察署で街頭啓発活動や家庭訪問活動等を行う場合がありますので、依頼
を受けた場合には、可能な限り参加をお願いします。

3 必ず「隊員証」を持っていないといけませんか？

交通安全の活動中であるということを、声を掛けられた人から分かりやすいように、
できる限り、隊員証を持って活動していただくようお願いします。もちろん、偶然持
ち合わせていないときに声掛けの対象者を見つけた場合などは、声掛け活動をしてい
ただいても結構です。

この場合は相手に不快感を与えないように、交通安全のための声掛け活動であるこ
との説明を忘れないように注意してください。

4 危険な横断を終えた人にも声を掛けるのですか？

声を掛けてください。

活動の目的は高齢歩行者の交通事故防止です。あなたが高齢者に対して危険な横断
であったことを説明することで、以後は安全な行動をとるようになっていただけるか
もしれません。

積極的に声掛けをしてください。

6 危険な瞬間に対して注意をしたけれども、止まってもらえなかったときはどうすれば良いですか？

注意をしても、話を聞いてもらえなかったり、逆に怒られたりした場合は、無理をせず、声掛けを中止してください。

そして、同じ人が何度も同様の行動をとっているようであれば、受け持ちの警察署へ連絡をお願いします。警察官が調査し、必要な対応をします。

また、声掛けでは第一声がとても大切です。言い方次第で相手方の受ける印象が大きく異なりますので、言葉の選択、調子、表情などに変化をつけ、少しでも多くの方に快く話を聞いていただけるよう工夫してみてください。

6 ビラなどの配布物を配りきったらどうしたらいいですか？

警察署へ連絡してください。できる限り支給させていただきます。

7 活動中に怪我をしたり、苦情を受けた時は？

ボランティア保険に任意加入（費用の個人負担はありません。）いただけますので、万が一、活動に伴い怪我をされたときは、保険の範囲内で保障を受けることができます。

また、活動に伴う苦情やトラブルが発生した場合は、各警察署へ連絡してください。ただし、通常の活動から逸脱した行為（暴言を吐くなど）から生じた苦情等については、処理しかねますのでご了承ください。

8 仕事や家庭の事情で忙しくなり、あまり活動ができなくなったのですが？

ゆとりができるまで活動を休止してください。あなたの可能な範囲内での活動で十分です。

～「声かけ隊」事例集～

注意喚起 - 歩行者横断禁止



歩行者横断禁止場所で渡ろうとしている！



「こんにちは、ちょっとよろしいですか」
「交通安全の声かけ活動をしています」
(車道から離れるように誘導してください)

「この道路は交通量が多く危険なので、
信号から渡らないといけないのですが、
ご存じでしたか」

はい、知っています → ①

いいえ、知りません → ②



① 「お急ぎかもしれませんが、ここから
横断するのは危険です」

② 「あの標識が横断禁止を示しているも
のです」



「あちらの信号のところから渡ってください」

「今後ともよろしくお願いします」

注意喚起 - 信号無視



信号無視をしている！



「危ないですよ！」
「ちょっと待ってください！」



「こんにちは」
「交通安全の声掛け活動をしています」
「お気づきでしたか、信号は赤でしたよ」



「急いでおられるかもしれませんが、赤信号での横断はとても危険です」
「交差点では必ず信号を確認しましょう」

「横断中の事故で亡くなっている方が多いのです」
「交通事故に気をつけてくださいね」

注意喚起 - 渡りきれない



青信号で渡りきれなかった！
（途中から赤信号だった）



「こんにちは、ちょっとよろしいですか」



「交通安全の声掛け活動をしています」
「お気づきでしたか、信号が途中から赤
になっていましたよ」



「渡りはじめに点滅したりすると、渡り
きれなくなりますよね」
「次の青信号に変わるまで待ちましょ
う」

「横断中の事故で亡くなっている方が多
いのです」
「交通事故に気をつけてくださいね」

注意喚起 - 簡明版



危険な横断をしようとしているぞ

「こんにちは、ちょっとよろしいですか」
「ここは危険なので、信号のところから渡ってくださいね」

注意喚起 - 用語集

① (第一声) (あいさつ)	標準	こんにちは、ちょっとよろしいですか
	その他	表ですよ 危ないですよ すいません、お急ぎですか ちょっとすいません 今の横断は危ないですよ
② (身分の説明)	標準	交通安全の声かけ活動をしています
③ (注意)	標準	ここを渡るのは危ないですよ
	その他	赤信号で渡るのはとても危険ですよ ここは横断禁止場所ですよ 車の陰から渡るのは危ないですよ ここは道幅が広いので、渡るのは危ないですよ 斜めに横断するのは危ないですよ あちらから車が来ていましたよ 車のスピードが速いので、渡るのは危ないですよ
④ (安全行動の促し)	標準	あちらの信号(横断歩道)のところから渡ってください 信号が変わるまで、待ちましょう
	その他	次からはあちらの信号(横断歩道)から渡ってくださいね 車が見えなくなってから渡りましょう
⑤ (締め)	標準	横断中の事故で亡くなっている方が多いです これからも交通事故に気をつけてください 道路の横断するときは、信号など安全施設を利用してください
	補足	横断中の事故が多いので、気をつけてください 軽くぶつかっただけでも大きなケガになるので、 車には十分注意してください
⑥ (あいさつ)	標準	よろしくおねがいします
	その他	失礼します

高齢者のサポート



「こんにちは、車が多いですね」
「一緒に渡りましょう」



「横断中の事故が多いので気をつけてください」
「ドライバーによくわかるように、大きく合図してください」

あなたの声掛けで高齢者を交通事故から守りましょう